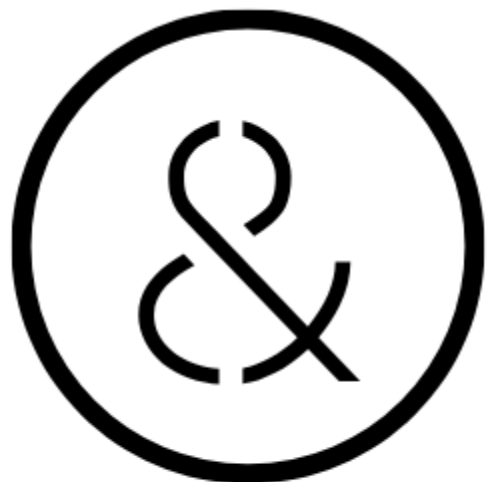


みんなの+1歩をつなぐアクション



いわきの地域共生

次期・地域福祉計画の 策定に向けた方向性

令和7年度 第1回いわき市地域共生社会推進会議 “IWAKI & MEETING”

令和7年7月22日(火) / 総合保健福祉センター(多目的ホール)

- 1 地域福祉計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現行のいわき市地域福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - （協議ポイント1） 計画期間の延長
- 3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性・・・・・・・・・・・・ 10
 - （協議ポイント2） 方向性の整理

1 地域福祉計画とは

1 地域福祉計画とは

(法的な位置づけ)

- ✓ 平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、**市町村地域福祉計画**及び**都道府県地域福祉支援計画**からなる。
- ✓ 地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の方向性等について、庁内関係部局はもとより、**多様な関係機関等と協議の上、策定**するもの。
- ✓ 平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが**努力義務**とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における**共通的な事項**」等を記載する「**上位計画**」として位置付け。

1 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条/努力義務

1 地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 計画を策定・変更するときは住民等の意見を反映（内容公表）

3 定期的に計画を調査・分析・評価（必要に応じ計画を変更）

※H30.4月の社会福祉法の一部改正により、策定任意とされていたものが努力義務となるとともに、福祉分野の「上位計画」として位置付け

2 現行のいわき市地域福祉計画

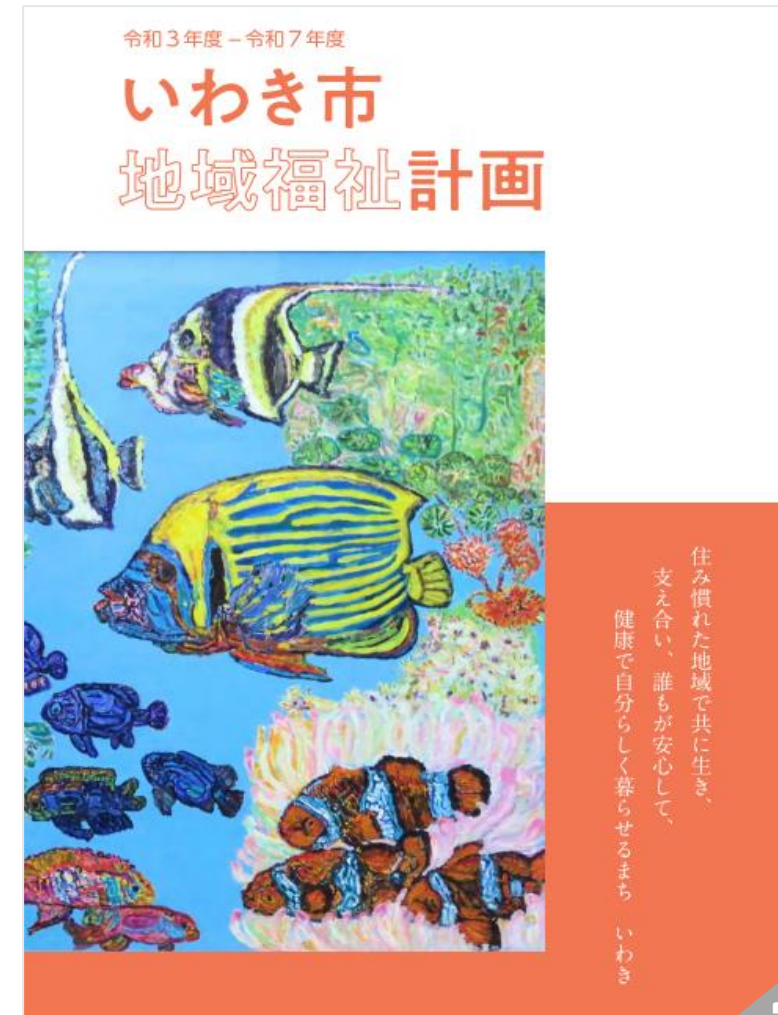
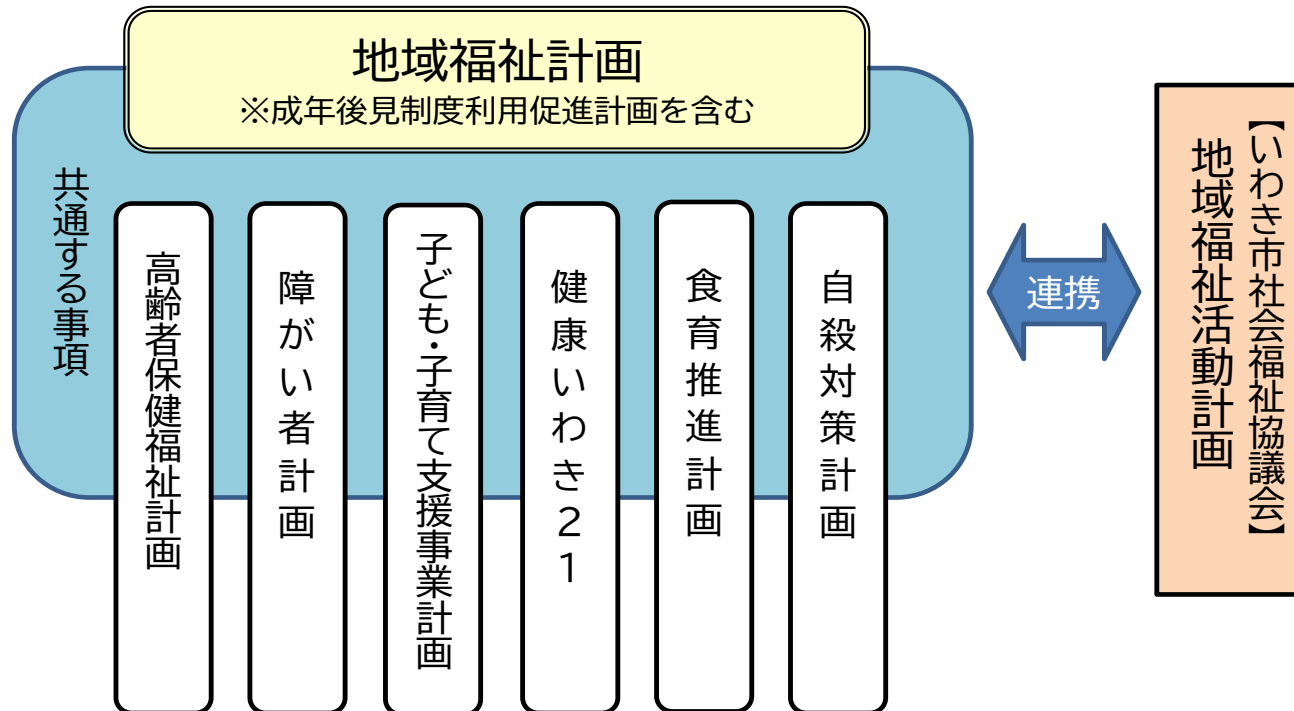
2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 概要

位置づけ

- ✓社会福祉法第107条に規定する**行政計画**
- ✓「以和貴まちづくり基本条例」の「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とした**福祉分野の総合計画**

保健福祉分野に関する個別計画が持つ**個別・専門的な考え方**や**取り組み**を**総合的に横につなぐ計画**

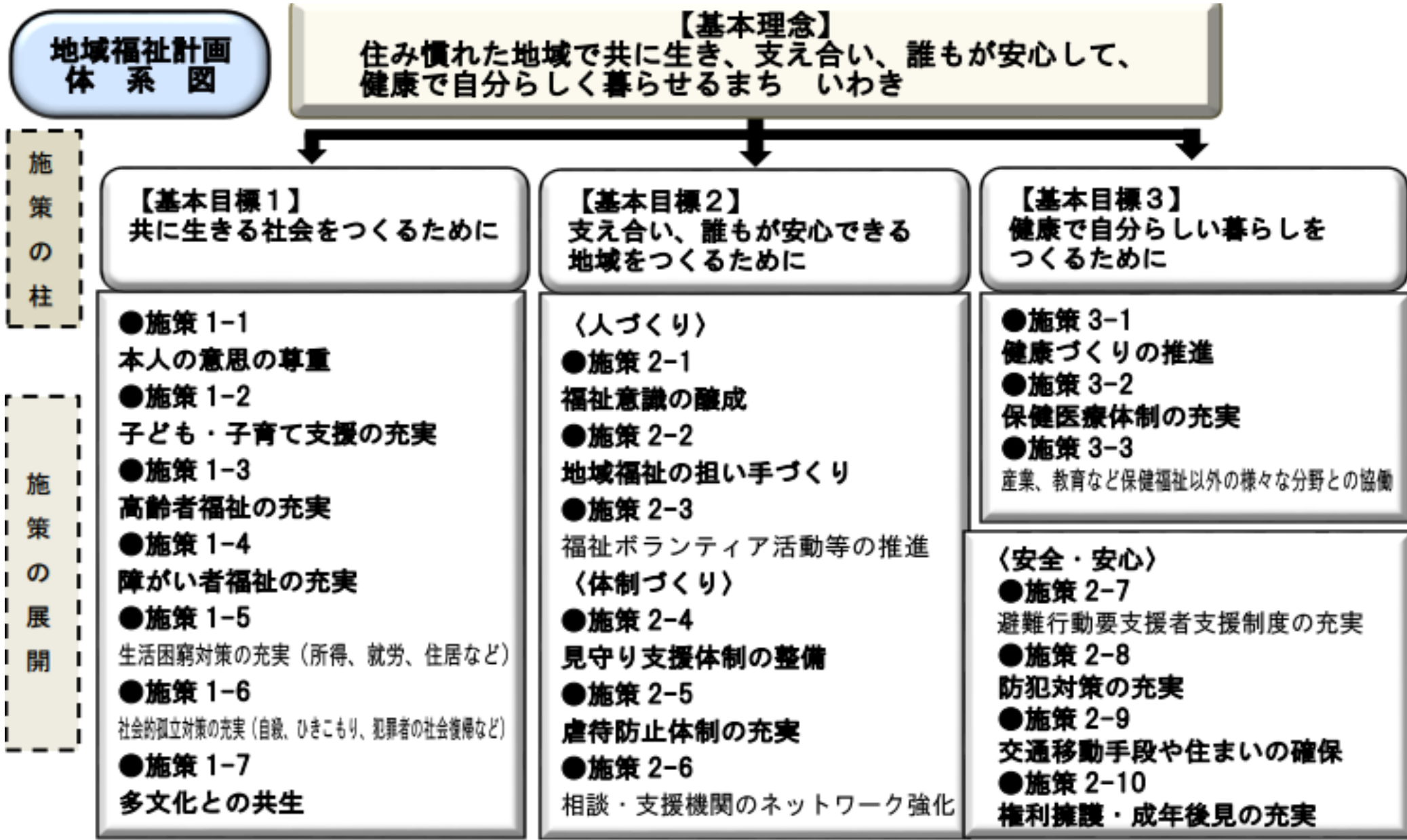
個別計画との関係



2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 体系図

【計画内容】

基本理念
▼
3つの基本目標
▼
20の施策



2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 策定経過・背景

H19.2 いわき市地域福祉計画・策定 ※計画期間なし

- ・ H12.6に改正した**社会福祉法**の中で、「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、地域に暮らす人々が抱える生活課題を、住民・事業者・行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決するものとされた。
- ・ これを受け、**本市の地域福祉の推進に向け総合的・計画的に進めていくための指針**として策定。

H26.3 新・いわき市地域福祉計画・策定 H26～R2(7年)

- ・ **東日本大震災の教訓・経験**を踏まえ、災害時要援護者のあり方や地域福祉活動の推進等を再検討。
- ・ 計画策定後の本市の福祉の状況・ボランティア活動等の状況、さらには**社会経済の変化等**を踏まえ策定。
- ・ いわき市社会福祉協議会の活動計画である「地域福祉活動計画」と連携し策定。

H30.3 新・いわき市地域福祉計画・改定 // (中間見直し)

- ・ **計画策定から4年**が経過し、社会経済情勢の変化や**地域共生社会に向けた国の動向等**を踏まえた見直し。

R3.3 いわき市地域福祉計画・策定 R3～R7(5年)

- ・ **社会福祉法改正等の国の動向**を踏まえ、多様化するニーズに対応し、地域関係者との協働により地域福祉を一層推進するため策定。

2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 計画期間

✓令和3～7年度の5年間(今年度で計画期間終了)

本計画については、国のガイドラインや各個別計画の計画期間を踏まえ見直す必要があることから、新計画の期間を令和3年度から7年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行います。

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
地域福祉計画							
高齢者保健福祉計画							
障がい者計画							
子ども・子育て支援事業計画							
食育推進計画							
健康いわき21							
自殺対策計画							

現行の
計画期間

- ※ 国の策定指針では計画期間は概ね5年(実情に応じて期間変更可)
- ※ 国のガイドラインでは、行政の総合計画や福祉系の個別計画の計画期間と整合を図ることとされている

協議ポイント 1

現行の地域福祉計画の計画期間5年
(R3～R7)をR8まで1年延長

2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 計画期間の延長

理由①

▶ 国の動向等を踏まえるため

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめに基づく制度改正等の動向を注視

厚生労働省は、昨年6月に「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、

「地域共生社会の更なる展開に向けた対応」

「身寄りのない高齢者等への対応」

「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の

総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」等

を議論し、地域共生社会を取り巻く地域・自治体・福祉関係の事業者等が直面している課題とその対応について一定の方向性をまとめた「中間とりまとめ」をR7.5.28に公表。

今後、この「中間とりまとめ」を踏まえて、**社会保障審議会福祉部会等において、制度改正も見据え、より具体的な検討を進める予定。**

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

令和7年5月28日
地域共生社会の在り方検討会議

目次

0. はじめに

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働
- (2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
- (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

6. 終わりに

2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 計画期間の延長

理由② ▶ いわき地域共生社会推進会議における議論を深化させるため

地域共生社会推進の方向性や考え方の整理や、次期計画の策定などに向け、委員の皆さまのご提案を十分に次期計画等に反映させていくための期間が必要

区分	当初の予定	見直し(案)
推進会議の回数	R7の3回のみ	R7～R8で6回予定
地域共生社会の実現に向けた考え方等の整理 & 次期計画等の協議	1回の協議のみで承認 (委員のご提案を反映しにくい)	4回の協議を踏まえて承認 (委員のご提案を反映しやすい)
ゲストスピーチの実施	実施のタイミングがとりにくい	柔軟に実施可
地域共生社会の実現に向けた意識醸成・推進イメージ	地域共生社会への理解が深まりにくく、具体的な推進(行動)がイメージしにくい	地域共生社会への理解が深まり、具体的な推進(行動)イメージを共有し具現化しやすい

2 現行のいわき市地域福祉計画 ▶ 計画期間の延長

理由③ ▶ 整合を図る必要がある主要な関連計画と計画期間を合わせるため

計画	策定年月	計画期間	現計画期間	R6	R7	R8	R9	R10	R11
いわき市地域福祉計画	R3.3	5年	R3～7	現行計画	1年延長	次期計画			
福島県地域福祉支援計画	R3.3	6年	R3～8	現行計画			次期計画		
高齢者保健福祉計画	R6.3	3年	R6～8	現行計画（10次）			次期計画（11次）		
障がい者計画	R3.3	6年	R3～8	現行計画（5次/後期）			次期計画（6次/前期）		
こども計画	R7.3	5年	R7～11	前計画（2次）	現行計画（3次）				
健康いわき21	R6.3	12年	R6～17	現行計画（3次）					
自殺対策計画	R6.3	5年	R6～10	現行計画（2次）					次期計画（3次）

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性

協議ポイント 2

次期・地域福祉計画策定に向けた
方向性の整理

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 策定のポイント ⑧

R7～8年度の2か年をかけて、推進会議委員の皆さまなどと十分に議論を重ねながら、策定していくこととする。

なお、次期計画等の策定にあたっては、進捗状況や委員の皆さまからのご提案等を踏まえながら、効果的・効率的かつ柔軟に進めていくこととする。

(1) 計画の期間

令和9年度を始期として策定(期間は今後の協議等を踏まえて整理)

(計画の見直しは、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ必要に応じて行う)

(2) 計画の構成等

計画構成は、現行計画の構成等を参考に、計画名称・章立て・文章などの表現を伝わりやすく工夫したり、文章量についても可能な限り削減し、簡易的にするなど、今後、市民・事業者と共有することを意識した”**伝わる計画&生きる計画**”とする。

また、社会情勢の変化や国の動向、市民ニーズ等を反映したものとする。

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 策定のポイント ⑧

(1) 地域共生社会の実現

現行計画においては、「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」の基本理念のもと、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めており、引き続き、**次期計画においても、「地域共生社会」の実現に向けた考え方や方向性**などを示す。

(2) 次期計画推進のしくみ

現行計画の検証と課題整理を行い、施策体系等を整理するとともに、分野別の個別計画に基づく施策が効果的・効率的に推進されるよう、**上位計画として、施策の方向性等を明確にする計画とし、引き続き、個別の施策についてはこの計画には位置付けない。**

ただし、地域共生社会を具体的に推進していく施策をわかりやすく共有できる「**(仮)共生アクションプラン**」について、次期計画同様に、R7～8年度にかけて委員の皆さまからのご提案等を踏まえて、**次期計画の別冊**としてとりまとめていきたい。

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 策定のポイント (8)

(3) 次期計画に反映・連携する関連計画

① 重層的支援体制整備事業実施計画

令和3年4月に施行された改正社会福祉法において、地域住民の複雑・複合化された支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「**重層的支援体制整備事業**」が創設された。

本市では、**今年度から当該事業を本格実施**しており、事業の実施に関する事項を定める「**重層的支援体制整備事業実施計画**」を**次期計画に反映**させることにより、一層の包括的な支援体制の構築を図る。

② 成年後見制度利用促進計画／再犯防止推進計画

地域福祉に関し、共通して取り組むべき事項であり、一体的に取り組むことで効果的な推進ができることから、考え方等を**次期計画に反映**させる。

③ 地域福祉活動計画

いわき市社会福祉協議会で策定している「**地域福祉活動計画**」との**連携**を図る。

④ 福島県地域福祉支援計画

福島県で策定している「**地域福祉支援計画**」との**連携**を図る。

(4) 地域福祉計画と関連計画

以和貴まちづくり基本条例

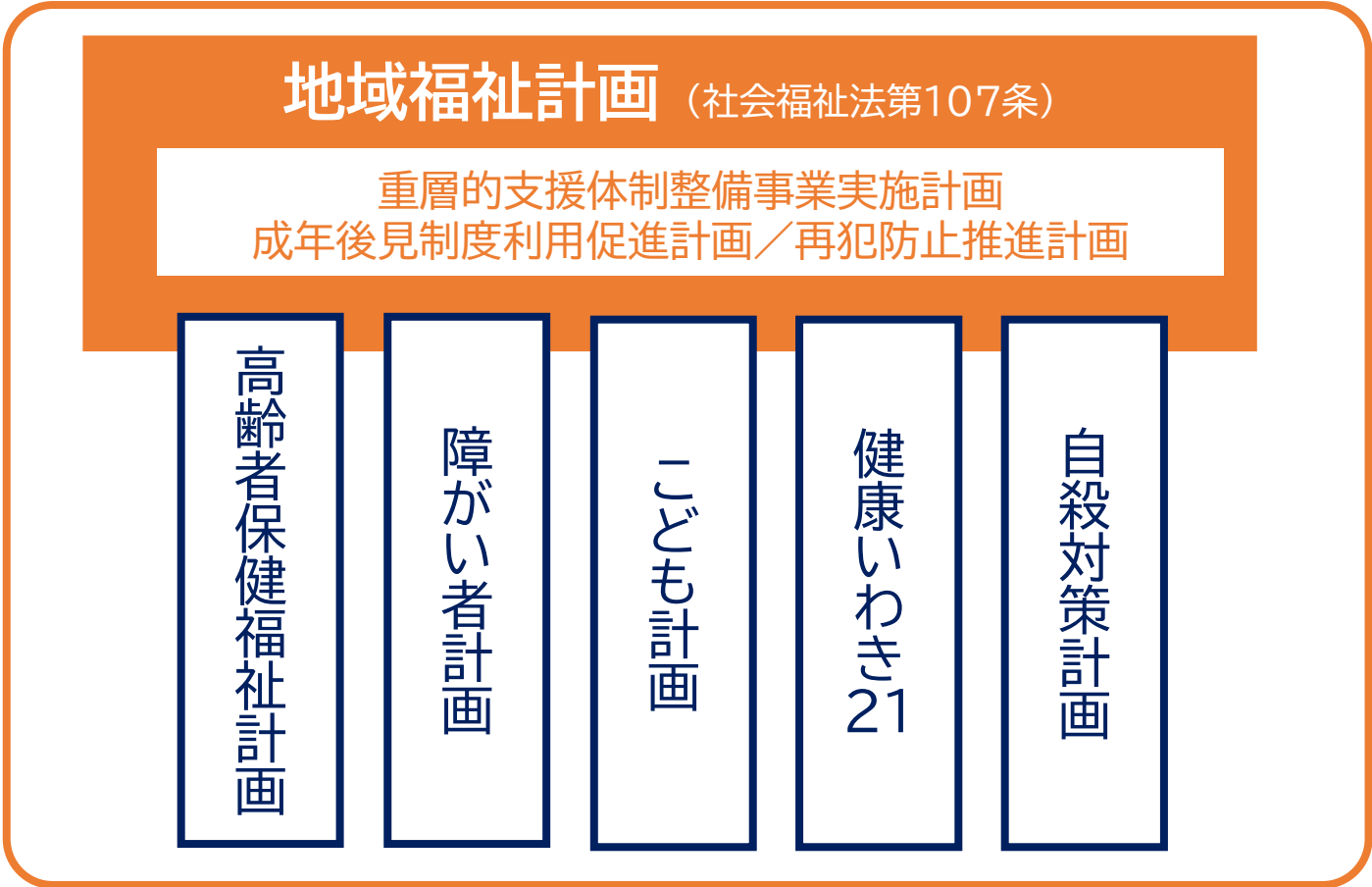
理念

前文(条例制定の趣旨)

➤ 現状と課題の認識
人口構造・社会構造の変化に伴う地域課題の複雑化。市民と市の課題認識の共有、相互の資源結集による地域づくりの必要性。

➤ 「いわき」の歴史的文脈
50年前の大同合併、市名「いわき」に込めた「和を以て貴しとなす(以和貴)」の一体的な将来発展の願い。

➤ 「以和貴」から「共創」へ
「以和貴」の心を未来につなぎ、復興の先の50年に向け、その現代的具現化である「共創」のまちづくりを推進する。



福島県地域福祉支援計画
(社会福祉法第108条)

市町村地域福祉計画の達成
市町村の地域福祉の支援

地域福祉活動計画
(いわき市社会福祉協議会)

社協が呼びかけ、住民・社会福祉活動者・社会福祉事業者が協力して策定
(民間の活動・行動計画)

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 地域福祉に関するアンケート調査

1 調査の目的

次期地域福祉計画の策定にあたり、地域での市民の日常生活や福祉活動の実態、地域福祉に対する意識やニーズ等について把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施。

2 実施内容

- (1) 対象者 市内在住の概ね18歳以上の市民
- (2) 回答方法 Web回答（Logoフォーム）
- (3) 調査期間 令和7年5月2日（金）～5月22日（木）
- (4) 回答数 657件

3 調査項目

- 回答者の属性（性別、年齢、居住形態、職業、居住地区など）
- 地域の交流について
- 地域での暮らしについて
- 地域でのボランティアなどの活動について
- 福祉サービスの情報について
- 権利擁護に関する制度について
- 再犯防止の取り組みについて
- 災害発生時の備えについて
- 地域における福祉体制づくりについて



参考資料1「地域福祉に関するアンケート調査調査結果報告書(概要版)」等に詳細を記載

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 策定スケジュール(予定)

年度	✓	項目	計画	推進会議
R7	■	市民アンケート調査・分析	～6月	
	■	次期計画策定の考え方等整理		
	□	委嘱状交付&R7第1回会議 ・地域共生社会の概要 ・次期計画策定の考え方 等		7/22(火) 14:00～16:00
	□	R7第2回会議(予定) ・(仮)共生アクションプラン(AP) のアイデア出し		11/27(木) 14:00～16:00 (予定)
	□	次期計画ver.1作成(たたき台) 共生APver.1作成(たたき台)	～2月	
	□	R7第3回会議(予定) ・次期計画ver.1の共有 ・共生APver.1の共有 等		3/19(木) 14:30～16:30 (予定)

【変更点】

- ・ 現行計画の1年延長(R8まで)とすることを踏まえ、策定期間をR7～8年度の2か年に変更。
- ・ 次期計画の別冊として「(仮)共生アクションプラン」の作成を追加。

年度	✓	項目	計画	推進会議
R8	□	次期計画等をもとに地域活動団体等との意見交換	随時	
	□	次期計画ver.1、共生APver.1のブラッシュアップ	～6月	
	□	R8第1回会議(予定) ・次期計画ver.2の共有 ・共生APver.2の共有		7月頃
	□	第2回会議(予定) ・次期計画(案)の共有 ・共生AP(案)の共有 ・パブコメ実施内容の共有等		11月頃
	□	パブリックコメント	12月～1月	
	□	第3回会議(予定) ・パブコメ結果共有 ・次期計画、共生APの承認 等		2～3月頃
	□	計画公表(記者会見)	3月	

3 次期・地域福祉計画策定に向けた方向性 ▶ 推進体制

